

※受付番号No.

写真
(3.0×2.5cm)
(6ヶ月以内撮影)
1枚を
添付のこと

石綿作業主任者技能講習受講申込書

| | | | | |
|-------|-----------|------------------|------------------|---|
| フリガナ | | 旧姓・通称 併記希望の有無 | フリガナ | |
| 氏名 | | 有・無 | 旧姓・通称 併記希望者のみ | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 電話 | — | — |
| 住所 | (郵便番号 —) | | | |
| 所属事業所 | 事業所名 | 電話 | | |
| | | FAX | | |
| | 代表者名 | 建災防山口県支部加入の有無 | | |
| | | 会 員 | 非 会 員 | |
| 所在地 | 〒 — | ※確認印 | | |

年 月 日

建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

| |
|------------------|
| 申 込 者 (受講者本人) |
|------------------|

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確（戸籍に記載されている文字）に記入して下さい。記載事項を訂正する場合は、訂正箇所にて二重線を引き訂正すること。（修正テープ等使用不可）
なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面（自動車運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等）の写しを貼付下さい。【本人の顔写真のある公的なものを原則とします】修了証へ旧姓の併記を希望する場合は、戸籍謄本又は抄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の公的書面が必要になります。
3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
4. 受講料は、受講日から4営業日前(受講当日を除く)までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
5. 写真（3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、無背景、帽子やサングラス等の頭や顔を覆うもの不可、裏面に氏名記入）1葉を添付する（貼り付けない）こと。
6. ※印の欄は記入しないこと。

| ※ 試 験 成 績 表 | | | | | ※合否の別 | ※ 修了証番号 | 第 号 |
|--------------|------|-----|-----|---|-------|----------------|-------|
| 健康障害 予防措置 | 環境改善 | 保護具 | 法 令 | 計 | 合・否 | | |
| | | | | | | ※ 修了証 交付年月日 | 年 月 日 |
| ※記事欄 | | | | | | | |

| | |
|-----|-------------|
| 講習名 | 石綿作業主任者技能講習 |
|-----|-------------|

| | |
|-------|--|
| 必要な作業 | 労働安全衛生法により、石綿若しくは石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業若しくは第 16 条第 1 項第 4 号イからハマまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用資料等」という。）を製造する作業は、都道府県労働局長の登録教習機関が行う技能講習を修了した者から作業主任者（法 14 条、政令第 6 条 23 号）を選任し、その者の指揮によらなければ作業ができないこととされています。 |
|-------|--|

| | |
|-------|---|
| 受講対象者 | 満 18 歳以上（年少者規則 8 条）の者で、建築物等の解体・改修工事において、石綿含有建材を扱う作業で作業主任者になろうとする者 |
|-------|---|

講習科目の範囲及び時間

| 講習科目 | 範囲 | 講習時間 |
|--------------------|---|------|
| 健康障害及びその予防措置に関する知識 | 石綿による健康障害の病理、症状、予防方法及び健康管理 | 2 時間 |
| 作業環境の改善方法に関する知識 | 石綿等の性質及び使用状況 石綿等の製造及び取扱いに係る器具その他の設備の管理 建築物等の解体等の作業における石綿等の粉じんの発散を抑制する方法 作業環境の評価及び改善の方法 | 4 時間 |
| 保護具に関する知識 | 石綿等の製造又は取扱いに係る保護具の種類、性能、使用方法及び管理 | 2 時間 |
| 関係法令 | 労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）及び労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）中の関係条項 石綿障害予防規則 | 2 時間 |